

日本馬術連盟競技会規程 第34版 主な改訂点

第8編 エンデュランス競技

第802条 主催および公認エンデュランス競技会 (JEF)

802.1 40 km以上の距離でエンデュランス競技を行い、以下のクラスに分ける。

・ EN40 ・ EN60 ・ EN80 ・ EN100 ・ EN120 ・ EN140-160

また、競技日程と距離に関しては、以下の通りとする。

EN40 とは、1日に40km以上-60km未満の走行を行う競技。

EN60 とは、1日に60km以上-80km未満の走行、あるいは1日40km以上-50km未満の走行を2日間行う競技。

EN80 とは、1日に80km以上-100km未満の走行、あるいは1日50km以上-60km未満の走行を2日間行う競技。

EN100 とは、1日に100km以上-120km未満の走行、あるいは1日60km以上-70km未満の走行を2日間行う競技。

EN120 とは、1日に120km以上-140km未満の走行、あるいは1日70km以上-90km未満の走行を2日間行う競技。

EN140-160 とは、1日に140km以上-160km以下の走行、あるいは1日90km以上-100km以下の走行を2日間行う競技、もしくは1日70km以上-80km以下の走行を3日間以上で行う競技。

802.1.1 距離の表示は実測値（小数点第1位までとし、小数点第2位以下は切り捨て）とする。

第811条 競技前ブリーフィング (JEF)

811.1 すべての競技について、競技前ブリーフィングを行わなければならない。選手、チーム監督（該当する場合）、役員、獣医師全員の出席が必要である。出席できない場合は技術代表の許可が必要である。クルーメンバーについては出席することが望ましいが、必須ではない。

第826条 出場資格:選手 (JEF)

826.1 14歳の誕生日を迎える年から、すべてのエンデュランス競技会に出場できる。ただし、20歳未満の者は、保護者の同意を必要とする。

826.1.1 公認および主催競技に参加する選手は、JEF 騎乗者資格 B 級（エンデュランス限定）以上を取得していること。

EN60 の公認競技に参加する選手は、EN40 以上の公認競技を1回以上完走していること。

EN80 の公認競技に参加する選手は、EN60 以上の公認競技を1回以上完走していること。

EN100 の公認競技に参加する選手は、EN80 以上の公認競技を1回以上完走していること。

EN120 の公認競技に参加する選手は、EN100 以上の公認競技を1回以上完走していること。

EN140-160 の公認競技に参加する選手は、EN120 以上の公認競技を1回以上完走していること。

第 827 条 出場資格:馬 (JEF)

827.1 公認および主催競技への出場資格を得るには、5 歳以上の馬であること。

EN60 の公認競技に参加する馬は、EN40 以上の公認競技を 1 回以上完走していること。

EN80 の公認競技に参加する馬は、EN60 以上の公認競技を 1 回以上完走していること。

EN100 の公認競技に参加する馬は、EN80 の公認競技を 1 回以上完走しており、かつ 6 歳以上であること。

EN120 の公認競技に参加する馬は、EN100 以上の公認競技を 1 回以上完走しており、かつ 7 歳以上であること。

EN140-160 の公認競技に参加する馬は、EN120 の公認競技を 1 回以上完走しており、かつ 8 歳以上であること。

第 849 条 役員ローテーション (JEF)

849.1 技術代表を務めたものは、同一会場で行う次の競技会で技術代表を務めることはできない。

849.2 審判長を務めたものは、同一会場で行う次の競技会で審判長を務めることはできない。

849.3 チーフスチュワードを務めたものは、同一会場で行う次の競技会でチーフスチュワードを務めることはできない。

パート A : 獣医療規制

4. 競技会における獣医師による管理 (JEF)

馬が輸送と競技の間に十分な休養を確実にとっていることを確認し、競技前後に獣医師による適切な監視を受けていることを確認するために、競技に参加するすべての馬は、第 1 回(競技前)インスペクションの開始 1 時間前までに競技場に入厩しなければならない（やむを得ない事情による入厩時間の遅延については、獣医師団の許可が必要となる）。また、退厩は競技終了後とし、獣医師団の許可（獣医カードに獣医師団の署名）が必要である。

パート B : ホースインスペクションと入厩検査

7. 入厩検査 (JEF)

7.1 入厩検査はすべての競技会にて実施されなければならない。JEF 獣医規程に記述の通り行わなければならない。組織委員会は、競技会申込時に予防接種履歴の提出を求め、事前に確認しなければならない。馬匹管理者は、入厩後に速やかにその馬の健康手帳および乗馬登録証を組織委員会に提出する。

第 9 編 年間獲得ポイント

第 9 0 3 条 ポイントの集計

④エンデュランス競技

主催競技及び公認競技会の成績に基づきポイントを付与し、選手、馬匹ごとに集計する。距離ポイント、順位ポイント、BC 賞ポイントの合計とする。

【距離ポイント】

- ・ 距離ポイントは、完走した選手、馬匹にそれぞれ付与されその競技の実測距離(km)の小数点第 1 位まで（小数点第 2 位以下は切り捨て）とする。

【順位ポイント】

- ・ 順位ポイントは、完走した選手、馬匹にそれぞれ付与される。
- ・ 1 位の人馬には、当該競技の出走頭数に別表の係数を掛けたものを順位ポイントとして付与する。2 位以下は、順位から 1 減じた数値を出走頭数から減算し、それに係数を掛けたものを順位ポイントとして付与する。
- ・ 完走できなかった人馬には付与されない。
- ・ 全日本選手権競技の係数は、別表の数値に 1 を加えるものとする。

※順位ポイントの計算式：

$$\{ \text{出走頭数} - (\text{順位} - 1) \} \times \text{係数} = \text{順位ポイント}$$

【BC 賞ポイント】

- ・ ベストコンディション賞となった選手、馬匹にそれぞれ BC 賞ポイントを付与する。
- ・ BC 賞ポイントは、ベースとなる 5 ポイントに、別表の係数を掛けたものをポイントとして付与する。

【別表】

クラス	公認競技	主催競技	CEI 競技
EN40	1.0	2.0	
EN60	1.2	2.2	
EN80	1.4	2.4	
EN100	1.6	2.6	2.6
EN120	1.8	2.8	2.8
EN140-160	2.2	3.2	3.2

※全日本選手権競技の係数は上記の表に 1 を加える。

エンデュランス競技に関する公認競技会規程 第 4 版

第 3 条 申請

公認競技会を開催しようとする主催者は、開催の 6 週間前までに申請料を添えて申請書（様式 A-エンデュランス）を本連盟に提出するものとする。

尚、本条文は令和 4 年 4 月 1 日～令和 4 年 5 月 31 日を経過措置期間とし、令和 4 年 6 月 1 日以降に開催する競技会より適用する。